

補助金交付までの流れ

1. 転入・転居の検討

- ☞ 世帯要件を満たしているか確認してください。
- ☞ 住宅要件を満たす堺市内の空き家を探してください。(堺市で空き家の斡旋はしておりませんので、不動産事業者にご相談ください。)

住宅施策推進課へ事前に要件確認頂くことをおすすめします

2. 住宅の購入

- ☞ 建物状況調査を未実施の場合は、調査を実施してください。
- ☞ 要件を満たした空き家の売買契約を締結し、建物及び土地の所有権移転をしてください。

3. 転入・転居の手続き

- ☞ 堺市内の各区役所市民課で住民登録の手続きをしてください。

4. 申請手続き

- ☞ 必要書類(裏面に記載)一式をそろえて、住宅施策推進課で申請手続きをしてください。
- ☞ 堺市電子申請システムから申請することも可能です。
- ☞ 必要書類が分からない場合は、申請前にご相談ください。

5. 要件確認・補助額の確定

6. 補助金交付

- ☞ 補助額の確定後、1か月程度で指定の口座へ補助金を振込みます。

● 申請受付期間など

申請受付期間	令和6年5月1日～令和7年2月28日の平日9時から12時、12時45分から17時30分 ※但し、申請書類に不備のない方から先着で受付し、令和6年度予算に達した時点で受付を終了しますので、予定より早く受付終了することがあります。(R6年度予算3,600万円) 予算の執行状況は市HPをご確認いただくか住宅施策推進課へお問合せください。
申請方法	書類一式をそろえて、住宅施策推進課へお越し頂き、申請手続きをしてください。 堺市電子申請システムから申請することも可能です。 不備がある場合、受付できません。 各区役所では手続きできません。窓口へお越しいただくことが困難な方は、事前に電話等でご相談ください。

● 補助額など

補助対象経費	補助対象住宅の購入に要した費用 売買契約書における土地代金及び建物代金(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の合計
補助額	補助対象経費の1/2または120万円のいずれか少ない額 ※千円未満は切り捨て。予算の範囲内で執行します。
予算額	3,600万円(120万円×30世帯) 申請先着順。予算の範囲内で執行しますので、住宅を購入されても補助受付を終了している場合は、補助金を交付できません。

補助金は課税対象ですので、原則、所得税の確定申告または市民税等の申告が必要です。

申請・問合せ先

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課
(市役所高層館14階)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

☎ Tel 072-228-8215 (直通)

☎ Fax 072-228-8034

✉ Mail jusui@city.sakai.lg.jp

平日9時～12時、12時45分～17時30分



令和6年度 堺市子育て世帯等 空き家活用定住支援事業補助金

若年単身世帯
にも拡充!



そのまま住んでも

住んでからリフォームしても

リフォーム後を購入しても

最大 **120万円**

空き家の購入後、建替のために、取り壊す場合は対象外です。

令和5年度に購入し、令和6年3月に引越しをされた方も申請できます。

若年単身世帯(配偶者等がない世帯)も補助の対象に拡充しました。

※若年単身世帯は、令和6年度以降に売買契約を締結した世帯に限ります。

申請受付期間 令和6年5月1日から令和7年2月28日まで

補助率

補助対象経費の1/2
(空き家購入費用)

補助
上限額

120万円



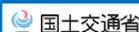
対象世帯・対象住宅などの要件や

申請書類などは必ず市HPよりご確認ください

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課



R6.4.1～



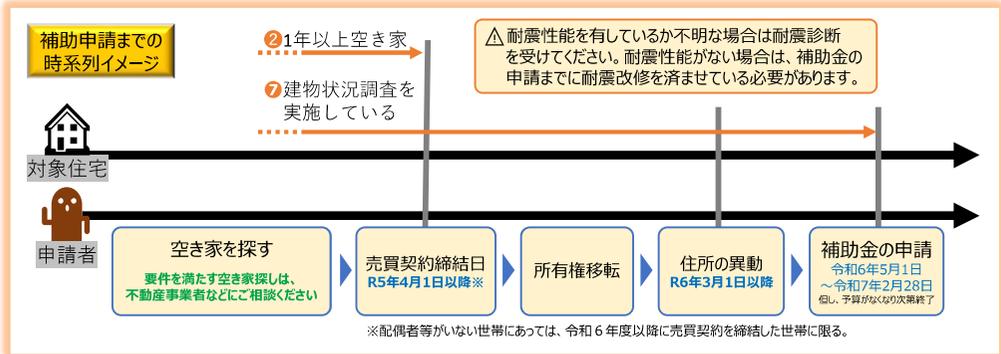
空き家は放置せず **仕舞う・活かす** で住みよい街に
除却 活用



●申請時点で、以下の世帯要件・住宅要件を全て満たしていること。

欄	世帯要件
①	若年世帯 ……補助対象住宅の売買契約を締結した年度の4月1日時点で申請者または配偶者等のいずれかの満年齢が39歳以下の世帯。 ※ただし、配偶者等がない世帯にあっては、令和6年度以降に売買契約を締結した世帯に限ります。 子育て世帯 ……補助対象住宅の売買契約を締結した年度の4月1日時点で満年齢が18歳未満の子を有し、かつ、申請時点で同居している世帯。
②	申請者、または申請者及び配偶者等が補助対象住宅及びその住宅の存する土地を購入した。
③	市外から転入した世帯については、転入前に1年以上継続して市外に居住していた。 市内で転居した世帯については、転居前に市内の賃貸住宅に1年以上継続して居住していた。 ※ただし、婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した世帯で、「世帯構成員が所有する住宅」以外の住宅に居住していた場合は申請できます。
④	世帯全員が暴力団または暴力団員もしくは暴力団密接関係者でない。
⑤	世帯構成員全員が堺市の課する市税を滞納していない。 ※市税務部と分割納付の誓約を結んでいて、当該誓約どおり納付している場合であっても、未納がある限り要件を満たしておりません。
⑥	生活保護を受けていない。

欄	住宅要件
①	住宅の存する土地が災害レッドゾーンに指定されていない。 ※災害レッドゾーンとは災害危険区域内、地すべり防止区域内、土砂災害特別警戒区域内、急傾斜地崩壊危険区域内浸水被害防止区域内をいいます。詳しくは市HPをご確認ください。
②	申請者が住宅の売買契約を締結した日から遡って1年以上空き家であった。 ※空き家とは、建築工事が完了した日から起算して1年以上経過し、かつ、居住の用に供されたことがあり、その全てが居住その他の使用がなされていないことが常態である。
③	耐震性能を有していること。 ※耐震性能を有していない住宅でも、購入後、耐震改修により耐震基準を満たせば対象。
④	建築基準法令の規定に違反し、堺市が是正等の命令を行った建築物でない。
⑤	世帯の構成員全員の居住の用に供する。
⑥	一戸建ての住宅または長屋住宅である。 ※店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。 ※不動産登記法第2条第1項第2号に規定する区分建物の一部の区分を購入した場合を除く。
⑦	建物状況調査を実施している。
⑧	世帯構成員または世帯構成員の3親等内の血族が所有していた住宅でない。
⑨	補助金の申請をする年度またはその前年度に売買契約を締結し、申請時点において建物及び土地の所有者が申請者または配偶者等の名義である。
⑩	補助金の申請をする年度の前年度の3月1日以降に世帯構成員全員が補助対象住宅に住民票を異動している。
⑪	住宅及び土地について、申請者又は配偶者等以外の者を債務者とする抵当権がない。



●申請にあたり、以下の書類を揃えてご提出ください。

申請時に必要な書類	欄								
① 市指定の申請様式一式 ※市HPでダウンロードいただくが、住宅施策推進課の窓口で配布しています。各申立書のひな形も市HPに掲載しています。									
① 世帯全員の住民票の写し ※世帯全員の 続柄入り 、個人番号の記載なし、申請日から遡って1か月以内に交付されたもの									
④ 堺市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯 又は 堺市ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯 の場合、 宣誓書受領証のコピー ※宣誓書受領証の氏名欄に通称名を用いている場合は、受付印のある宣誓書の写し（両面）のコピーも提出してください。									
② 世帯全員の戸籍の附票や住民票の除票等の写し もしくは、世帯構成員が前住所地に1年以上居住していたことが分かる書類									
⑥ 婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した世帯で、申請者・配偶者のいずれか、もしくは、どちらかが本市内で親族と同居していた場合、同居していた建物の登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー									
③-1 補助対象経費に係る領収書のコピー ※空き家の購入費用を全額支払っていること。空き家の購入費用・領収年月日の記載があるもの。									
③-2 売買契約書のコピー ※売買契約の年月日の記載、売買人双方の押印のあるもの。									
④ 補助対象住宅の建物及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー（法務局で取得） ※建築工事が完了した日から起算して1年以上経過し、居住の用に供されたことがあること。 ※空き家の購入後、所有権移転をし、建物及び土地の所有者が申請者、又は申請者及び配偶者等の共有であること。									
③ 店舗等の用途を兼ねた住宅の場合、店舗等の部分と建物全体の延べ床面積が分かる図面 ※店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の1/2未満（住宅と店舗で兼用している部分は面積案分）であること、構造的に建物内でつながっていることを確認できる図面									
⑤ 建物状況調査の結果が分かる書類 ※一定の講習を受けた建築士が調査したもので、構造上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分を調査した結果が分かる報告書等。									
⑥ 耐震性能を有していることが確認できる書類									
④ 補助対象住宅の建物の登記事項証明書に記載の新築年月日により提出書類が異なります。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登記事項証明書に記載の新築年月日</th> <th>昭和56年5月31日以前 ・新築年月日の記載がない</th> <th>昭和56年6月1日～昭和57年5月31日 右記以外</th> <th>昭和57年6月1日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認方法</td> <td>以下のいずれか ・耐震基準適合証明書の写し ・建設住宅性能評価書の写し ・本市の補助金を活用して耐震改修した場合、耐震改修工事完了検査合格証の写し</td> <td>検査済証、建築確認済証、建築確認台帳記載証明のいずれかで、建築確認済証の交付日が昭和56年6月1日以降と確認できる場合、その資料</td> <td>追加資料不要</td> </tr> </tbody> </table>	登記事項証明書に記載の新築年月日	昭和56年5月31日以前 ・新築年月日の記載がない	昭和56年6月1日～昭和57年5月31日 右記以外	昭和57年6月1日以降	確認方法	以下のいずれか ・耐震基準適合証明書の写し ・建設住宅性能評価書の写し ・本市の補助金を活用して耐震改修した場合、耐震改修工事完了検査合格証の写し	検査済証、建築確認済証、建築確認台帳記載証明のいずれかで、建築確認済証の交付日が昭和56年6月1日以降と確認できる場合、その資料	追加資料不要	
登記事項証明書に記載の新築年月日		昭和56年5月31日以前 ・新築年月日の記載がない	昭和56年6月1日～昭和57年5月31日 右記以外	昭和57年6月1日以降					
	確認方法	以下のいずれか ・耐震基準適合証明書の写し ・建設住宅性能評価書の写し ・本市の補助金を活用して耐震改修した場合、耐震改修工事完了検査合格証の写し	検査済証、建築確認済証、建築確認台帳記載証明のいずれかで、建築確認済証の交付日が昭和56年6月1日以降と確認できる場合、その資料	追加資料不要					
⑦ 補助対象住宅が、売買契約を締結した日から遡って1年以上空き家であったことが分かる書類 ※売主からの申立書もしくは、電気・ガス・水道の閉栓日がわかるもの。									
⑧ 世帯構成員が本市内の賃貸住宅からの転居の場合、前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類 ※前住宅の契約書のコピー、家賃支払い証明書など。 ※申請者・配偶者等が別々の賃貸住宅からの転居の場合は、それぞれの前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類。									

(注) ● ①～⑦は全ての申請者が必要となる書類です。
● ⑧及び④～⑥は該当する世帯のみ必要となる書類です。
● 申請時に必要な書類は、受付後、返却しません。
● 申請される場合は、必ず市HPもご確認ください。